聴覚障がい者のみなさまへ

ご存じですか？

マイナンバー



マイナンバー広報キャラクター

マイナちゃん

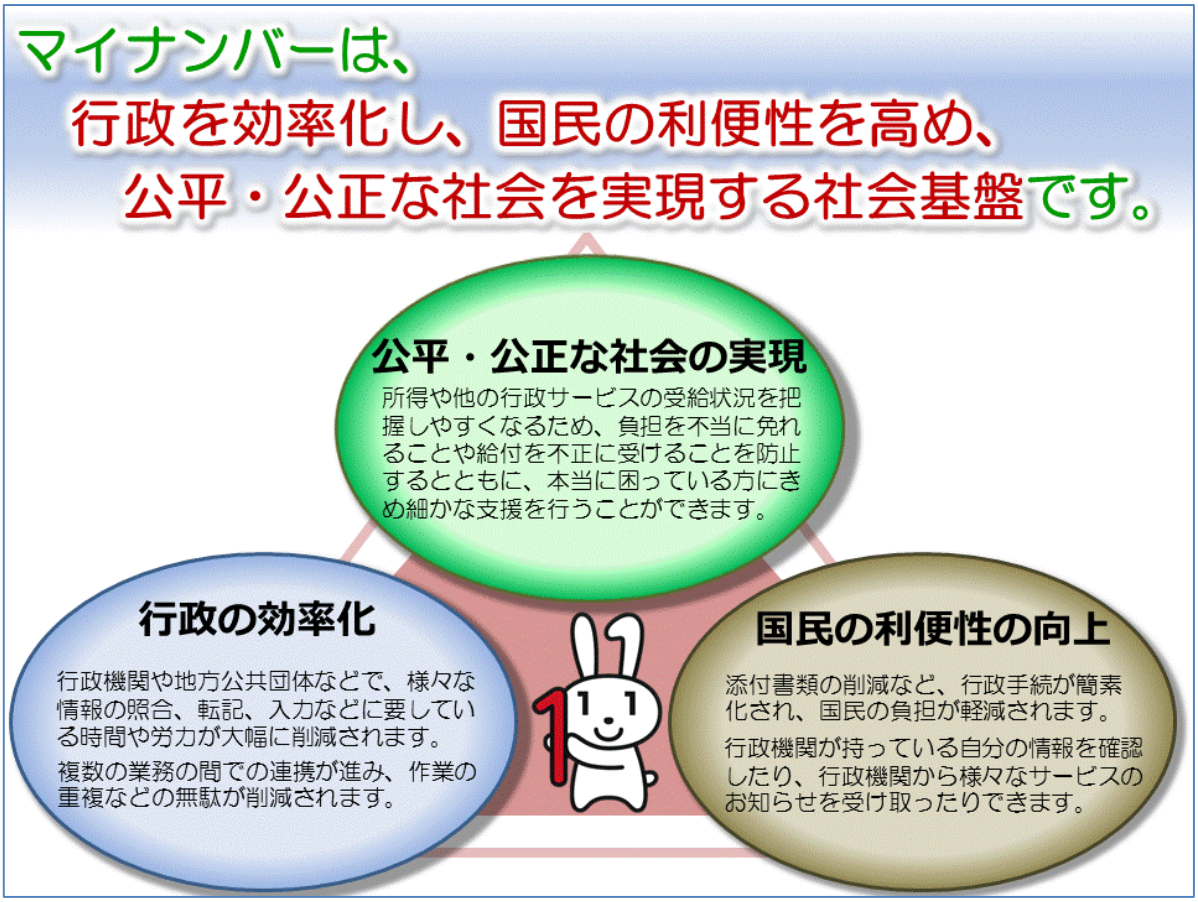
もくじ

・マイナンバーとは何ですか？ P１
・自分のマイナンバーはいつ、どのように通知されますか？ P２
・マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？ P３
・マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？ P４
・個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？ P５
・自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認することはできますか？ P６
・個人番号カードとは、どういったものですか？ P７
・通知カードと個人番号カードの違いは何ですか？ P８
・行政機関だけでなく、民間の事業者もマイナンバーを取り扱うのですか？ P８
・民間事業者がマイナンバーを取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか？ P９
・法人番号とは何ですか？ P９
・詳しい情報が知りたい場合や、不明な点がある場合はどうすればよいですか？ P１０
・（参考）マイナンバーの提供を求められる主なケース P１１

平成２８年１月版

内閣府大臣官房番号制度担当室

○マイナンバーとは何ですか？



マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を有する全ての方に１人１つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく３つあげられます。

１つめは、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

２つめは、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

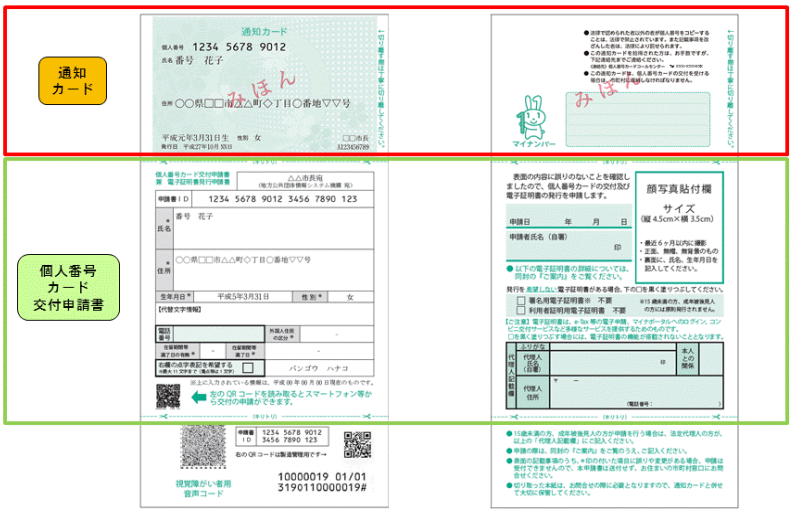
３つめは、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

○自分のマイナンバーはいつ、どのように通知されますか？



・住民票を有する全ての方に１人１つの番号（12桁）が通知されます。

・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。



【おもて面】　【うら面】

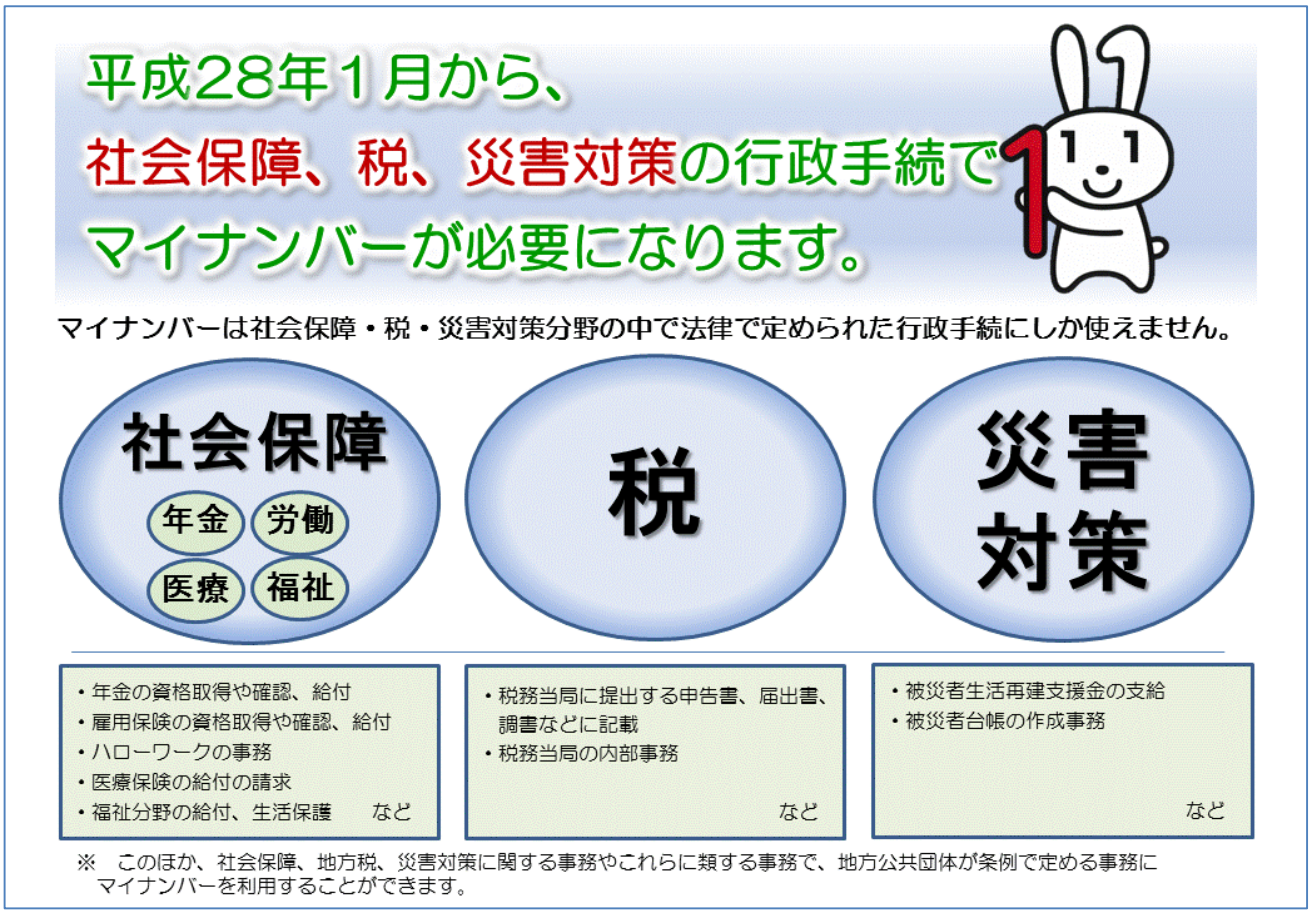


平成２７年１０月以降、住民票を有する国民の皆様一人一人に１２桁のマイナンバーが通知されます。新たに生まれた子供のマイナンバーは、出生届を提出し、住民票登録がされた時点で決定します。また、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

通知は、原則として住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。そのため、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、ご注意ください。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、マイナンバーは一生変更されませんので、大切にしてください。

○マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？



平成２８年１月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。たとえば、

① 年金を受給しようとするときに年金事務所に提示

② 健康保険を受給しようとするときに健康保険組合に提示

③ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付の申請をするときに市町村に提示

④ 児童手当の申請をするときに市町村に提示

⑤ 所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署に提示

⑥ 税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関に提示

といった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、地方公共団体を含め、平成２９年７月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

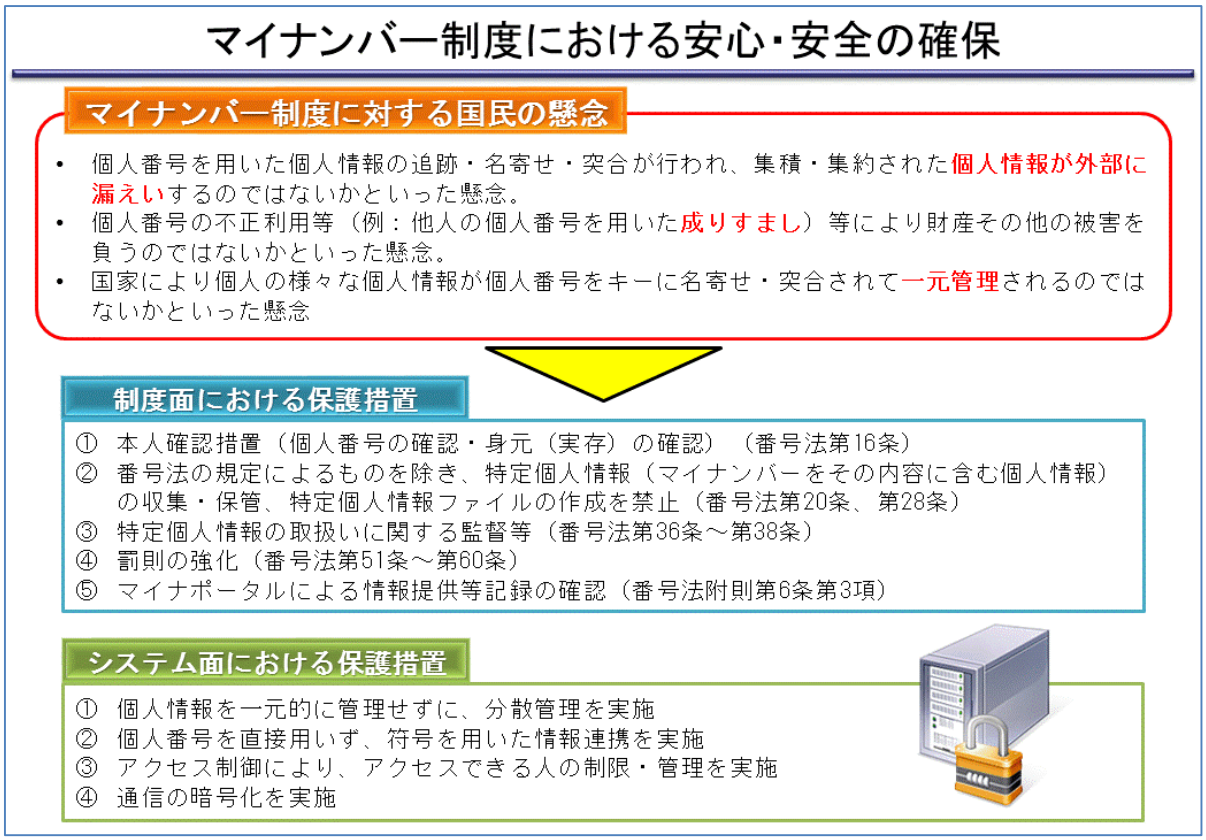
○マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？



マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、年金・医療保険者、勤務先、金融機関などに法律に基づいて提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

○個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？



個人情報が外部に漏れるのではないか、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないか、といった懸念の声もあります。

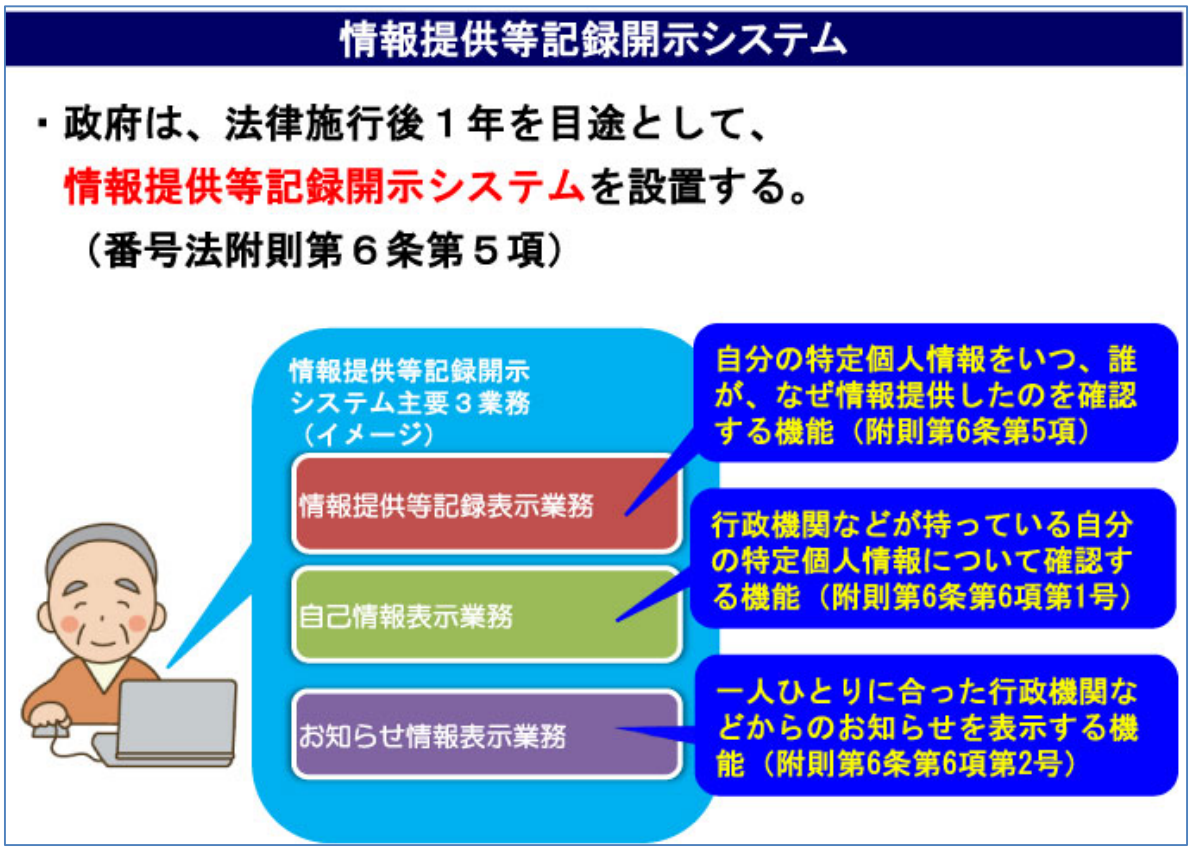
そこで、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

次に、システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

このように個人情報の保護に関して、様々な措置を講じています。

○自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認することはできますか？



情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成２９年１月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定です。

この個人ごとのポータルサイトの機能としては、

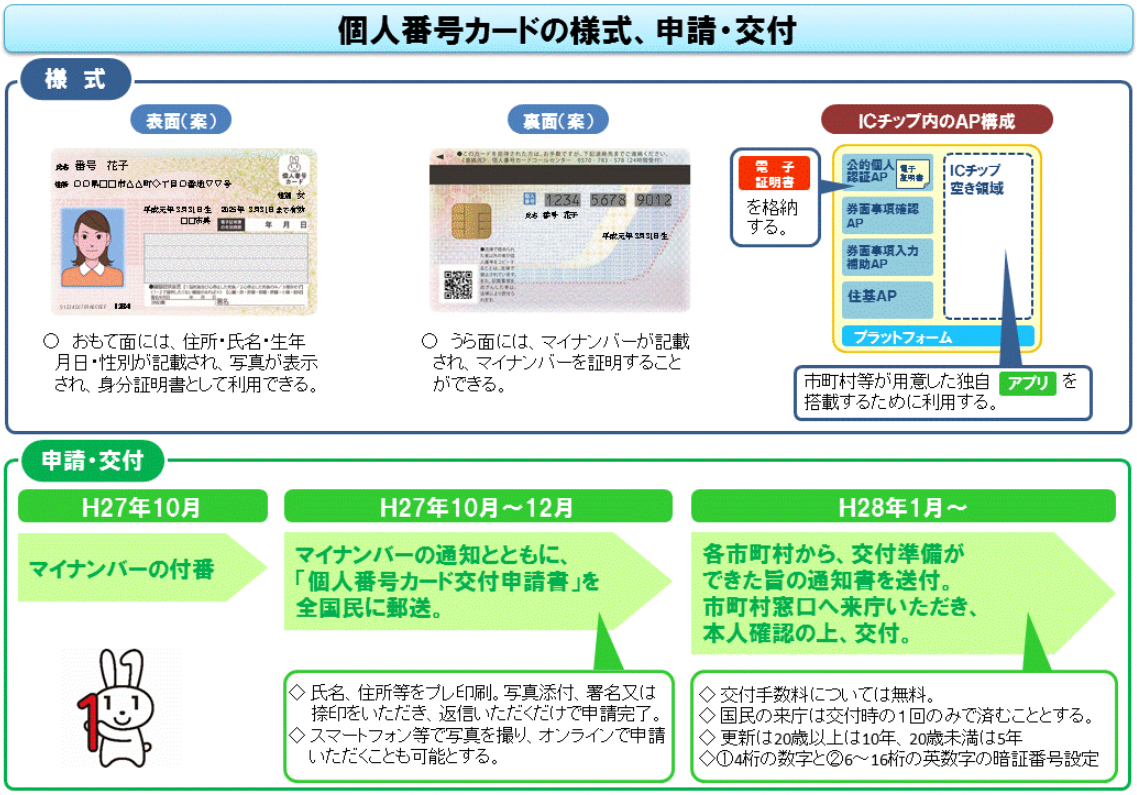
① 自分の個人情報のやりとりを確認できる機能

② 行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる機能

③ 行政機関などから一人一人に合った行政サービス等のお知らせが来る機能

が入る予定です。

○個人番号カードとは、どういったものですか？



個人番号カードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードです。このカードはマイナンバーに関係する手続で利用できるほか、身分証明書として広く活用できます。また、ＩＣチップが付いており、税の電子申請などが行える電子証明書も標準的に搭載されます。市区町村によっては、図書館利用証や印鑑登録証などとしての利用や、コンビニで住民票の写しなどの証明書の交付も可能になります。

個人番号カードの取得には申請が必要です。通知カードの入った封筒に同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼って返信する方法や、パソコンやスマートフォンで、オンラインで申請する方法があります。当初の発行手数料は無料です。個人番号カードを申請すると、カードの交付準備ができたことを知らせるはがきが届きます。市区町村の窓口に、市区町村から届くはがきのほか、通知カードと、身体障害者手帳などの本人確認書類の３つの書類を持って受け取りに行ってください。

ＩＣチップに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などに限られ、所得などプライバシー性の高い個人情報は記録されません。仮に個人番号カードを紛失した場合には、コールセンターに電話すれば、ＩＣチップの機能を一時停止することができます。

○通知カードと個人番号カードの違いは何ですか？

通知カードは、紙製のカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、マイナンバーを提供する際の本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

一方で、個人番号カード（要申請）は顔写真が入っていますので、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのＩＣチップに搭載された電子証明書を用いて様々なサービスを受けることが出来るようになります。

○行政機関だけでなく、民間の事業者もマイナンバーを取り扱うのですか？



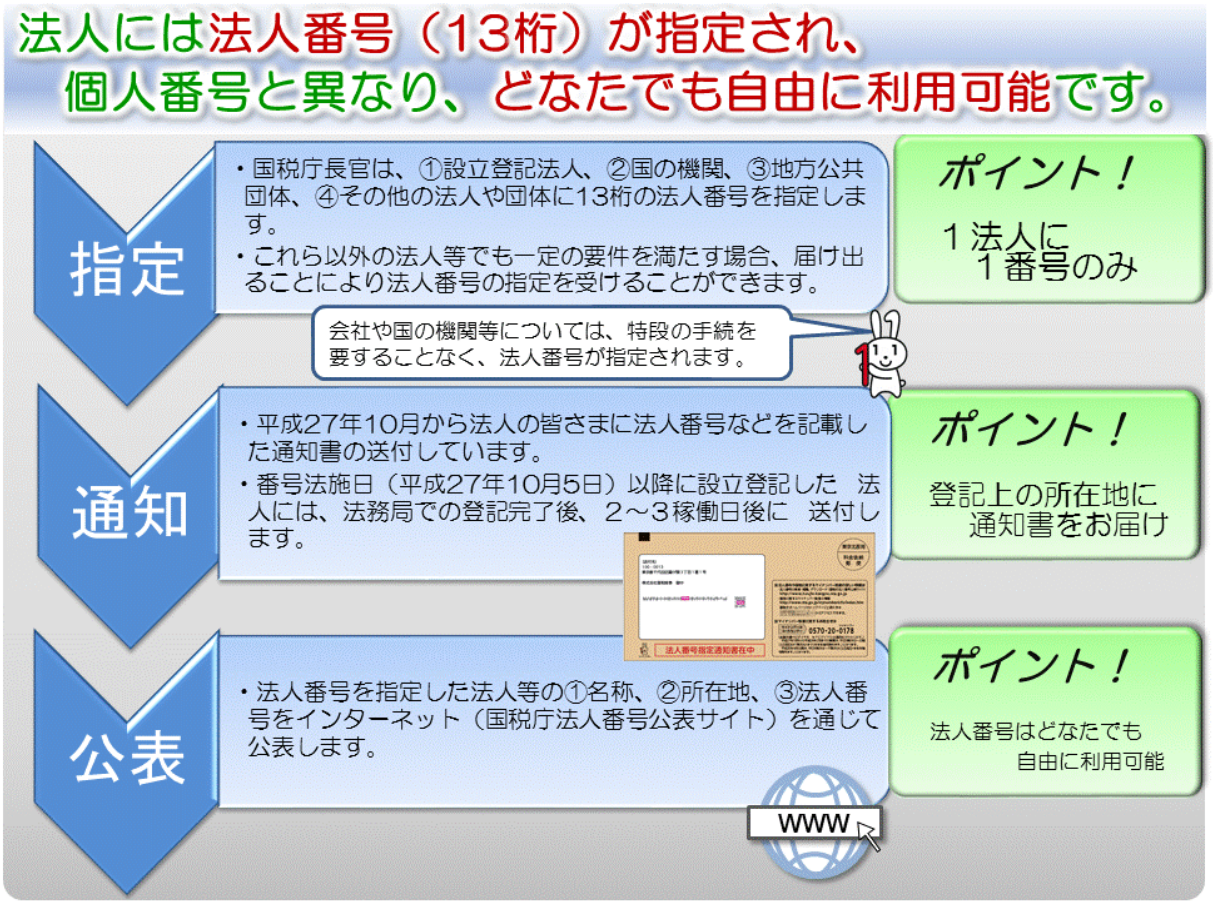
民間事業者は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収を行ったりしています。また、証券会社や保険会社でも、利子・配当・保険金等に係る法定調書などの提出を行っています。平成２８年１月以降は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

○民間事業者がマイナンバーを取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか？

個人情報保護委員会は、マイナンバーをその内容に含む個人情報（特定個人情報）の適正な取扱いを確保するための具体的な指針や、実務に即した具体的な事例を記述したガイドラインを作成しました。民間事業者における特定個人情報の取扱いは、このガイドラインを踏まえた対応が必要です。

なお、ガイドラインでは、中小規模の事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

○法人番号とは何ですか？



法人にも１法人１つの番号が指定され、平成２７年１０月以降、国税庁から、登記上の所在地宛に１３桁の法人番号が通知されます。法人番号は広く公表され、個人番号と異なり、官民問わず、自由に利用できます。

○マイナンバーについてさらに詳しい情報が知りたい場合や、不明な点がある場合はどうすればよいですか？

マイナンバー制度のよくある質問（ＦＡＱ）や最新情報は、内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページに掲載しています。個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の特設サイトへもリンクしています。「マイナンバー」で検索してください。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

また、政府広報オンラインでも、マイナンバーの特集ページが開設されています。

http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html

さらに、聴覚障がいの方からのご相談はファックスでお受けします。専用ファックス用紙は地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）の個人番号総合サイトからダウンロードが可能です。（回答まで数日の時間を要する場合があることをご了承ください。）

ＦＡＸ番号　０１２０－６０１－７８５

https://www.kojinbango-card.go.jp/otoiawase/index.html

≪参考資料≫

マイナンバーの提供を求められる主なケース（平成28年1月18日現在）

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から**電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。**

※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 （※代理人又は委託を受けた者も含む）	提供する必要のある者
勤務先	・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者（従業員の配偶者） など
契約先 （契約先企業、講演等の主催企業 など）	・報酬、料金、契約金を受け取る方 など （例：士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など）
不動産業者等 （不動産仲介料、不動産使用料（家賃）を支払う法人）	・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料（家賃）を受け取られる方
金融機関等 （銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など）	・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 （※平成30年以降、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。） ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約（支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等）、又は共済契約をされている方 ・先物取引（FX取引等）をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構(※)、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合 ※ 日本年金機構のマイナンバー利用開始は、当面の間延期。	・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 （例：生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等）

地方公共団体で個人番号を求められる主な手続き（平成28年1月21日現在）

暮らし	
住民票 戸籍	個人番号の提供は求められませんが、以下の手続きに伴い、記載事項の変更等が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。 ※ 転入・転居・国外転出などの異動 ※ 戸籍届出の氏名などの変更
市営住宅	市営住宅への入居申請 市営住宅入居者による収入申告

税金	
市民税	市・県民税申告書の提出※ 給与支払報告書の提出※ 公的年金等支払報告書の提出※ ※注：平成28年分以降の所得に係る申告書から適用
軽自動車税	軽自動車税減免申請書の提出
固定資産税	相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出

子育て	
給付や届出	児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 特別児童扶養手当の申請
	幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育への入所申し込み
	未熟児養育医療の給付申請
	小・中学校就学奨励制度の医療券交付申請
	母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）

介護・福祉	
介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請、被保険者証等の再交付の申請、負担割合証の再交付の申請
	負担限度額認定の申請、負担限度額認定証の再交付の申請、高額介護サービス費の支給申請、特定福祉用具購入費の支給申請、住宅改修費の支給申請
福祉	身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求
	生活保護の申請

保険・医療	
国民健康保険	加入・脱退 修学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請
後期高齢者医療	加入（75歳到達の人を除く）・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請

※ 上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

※ 手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは、各地方公共団体の担当部署までお問い合わせください。